

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅))

申請者名

印

工事監理者名

印

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名 押印してください。)

私は、竣工現場検査の申請に当たり次表の基準に適合していることを確認しました。

| 基準項目 | 該当工法 | | | 基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認にあたっては、機構承認住宅(設計登録タイプ)の承認内容をよくご覧ください。) | 申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> | 備考 |
|--------------------------|-------------|-------------|------------------|---|---|----|
| | 木 質 系 | 鉄 鋼 系 | コ ン ク リ | | | |
| 構造 | | | | 主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること 構造に応じて提出された適合仕様シートに定められたとおりであること (耐火構造適合仕様シート、イ準耐火(時間)構造適合仕様シート、イ準耐火(45分)構造適合仕様シート、ロ準耐火構造適合仕様シート又は省令準耐火構造適合仕様シートのいずれか。) | | |
| 接道 | | | | 原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。 | | |
| 住宅の規模 | | | | 設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること。 | | |
| 住宅の規格 | | | | 賃貸住宅融資(省エネ住宅)又はまちづくり融資(賃貸住宅)の場合 原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。 賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の場合 原則として居住室(1つでも可)、炊事室、便所及び浴室があること。 ただし、共同して利用するための適切な炊事室又は浴室を備える場合は、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。 | | |
| 戸建型式 (賃貸住宅融資のみ) | | | | 一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て又は共同建てのいずれかであること。) | | |
| 断熱構造 | | | | 賃貸住宅融資の場合 (フラット35S(省エネルギー性)適合仕様シートが有る場合) ・フラット35S(省エネルギー性)適合仕様シートに定められたとおりであること (フラット35S(省エネルギー性)適合仕様シートが無い場合) 設計内容説明書の説明内容又は計算結果出力シート及び記載図書の内容が品確法第3条第1項の規定に基づく評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級4又は5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級4以上の基準に適合していること まちづくり融資(賃貸住宅)の場合 (省エネルギー基準適合仕様シートが有る場合) ・省エネルギー基準適合仕様シートに定められたとおりであること (省エネルギー基準適合仕様シートが無い場合) ・断熱材の施工箇所、厚さ等が、基準に定められたとおりであること。 ・繊維系断熱材等を使用した場合は、防湿措置を講ずること。 | | |
| 土台 | | | | 外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。 耐久性の高い樹種を使用するかK相当以上の防腐・防蟻処理(北海道・青森県はK相当以上の防腐処理)を行うこと。 土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。 | | |
| 換気設備の設置 | | | | 住宅の炊事室、浴室及び便所には次に掲げるいずれかの設備を設けること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓 | | |
| 配管設備の点検 | | | | (一戸建て、連続建て又は重ね建ての場合) 炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く)が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けていること。 (共同建ての場合) 給排水その他の配管設備(配電管を除く)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。 | | |
| 区画 | | | | 住宅相互間等の区画は、原則として耐火構造又は時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合において、スプリンクラー設備を設ける住戸は、住戸と共用部分等との間の開口部を除く。 | | |
| 床の遮音構造 (共同建ての場合に限り適用) | | | | 次のいずれかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く。 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。 鉄筋コンクリート造のポイドスラブにあっては、等価厚さが2cm以上であること。 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Lj Fmax r-6程度の遮音性能を有する構造であること。 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-10(3)の1のd(相当スラブ厚さが1cm以上)に適合するものであること。 評価方法基準8-10(3)の1のaに掲げる条件を満たす場合において、同表3に掲げる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量(以下「L」といいます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア Lが+5dBの場合 同表の1の1に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ Lが0dB又は-5dBの場合 同表の1の1に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値 | | |
| 賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の基準 | | | | サービス付き高齢者向け賃貸住宅バリアフリー基準チェックシートに定められたとおりであること。 | | |